

日進市高等学校等修学助成金制度のお知らせ

●目的

教育の機会均等および人材の育成に寄与するため、経済的理由により高等学校等の修学が困難な状況にある生徒の保護者を対象に、修学に必要な資金を助成する制度です。

●対象者

次の(1)から(3)までのすべてに該当する人が対象となります。

(1) 高等学校等に在学する人の保護者等

※高等学校等とは学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、高等専門学校及び専修学校（修業年限が 3 年以上の高等課程に限る。）をいいます。

(2) 保護者等が、助成金の交付を受けようとする年度の 5 月 1 日に日進市に住所を有する人

(3) 経済的理由により修学困難であり、保護者等の合算所得が以下の区分に該当する人

区分	年収目安	所得基準
I	生活保護 非課税	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯に属する者 又は当該年度の市町村民税所得割額が非課税の者
II	380 万円 未満	I に該当する場合を除き、当該年度の課税所得額(課税標準額)に 100 分の 6 を乗じた額から、市町村民税の調整控除額(政令指定都市は当該額の 4 分の 3 を乗じた額)を控除した額の合算が 51,300 円未満の者

●修学助成金の額

所得区分	助成金の額(年額※2回に分割して交付)	
	国公立高等学校	私立高等学校
I	23,000円	62,000円
II	41,000円	59,000円

●交付対象期間

在籍する学校の正規の修学期間を修了するまで。

※高等専門学校及び専修学校は第 3 学年まで ※年度ごとに申請が必要となります

●申請手続き

次の(1)～(3)の必要書類を日進市教育委員会に提出してください。

なお、WEB 申し込みも可能です。詳細はホームページをご確認ください。

【必要書類】

(1) 日進市高等学校等修学助成金交付申請書兼振込口座指定書（第 1 号様式）

※市役所 2 階学習政策課窓口、または市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.nisshin.lg.jp/departments/shogai/gakushu/5/2/3/2489.html>

(2) 在学証明書

(3) 通帳等（申請者名義）の写し

(注) 令和 7 年 1 月 1 日時点で市内に保護者の住民登録がない場合は、別途、課税証明書の提出が必要となります。

(注) 課税情報が確認できない場合は、助成対象となりません。

●申請期間

令和 7 年 5 月 1 日(木)から 6 月 30 日(月)まで ※申請期間後は申請できません。

土日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

ホームページ



《問い合わせ先・提出先》 日進市教育委員会 学習政策課

〒470-0192 日進市蟹甲町池下 268 番地

電話：0561-73-4169 電子メール：gakushu@city.nisshin.lg.jp

【参考】交付対象の確認方法について

助成対象かどうかの判断は、毎年6月頃にお勤め先から配付される住民税決定通知書、または税務課で発行可能な所得証明書（課税証明書）にて確認ができます。

〔算出式〕

所得判定額 = ①市町村民税の課税標準額 × 6% - ②市町村民税の調整控除の額

①市町村民税の課税標準額の確認方法

a または b の方法で確認してください。

a. 住民税決定通知書から確認する方法

市町村民税の課税標準額「課税標準」と記載のある欄の全項目の合算値を確認します。

The image shows a screenshot of a '住民税決定通知書' (Resident Tax Determination Notice). A red box highlights the '課税標準' (Tax Standard) section, which includes items like '総所得' (Total Income), '山林所得' (Forest Income), and '分離所得' (Separated Income). A yellow arrow points to this section. A callout box with a black border contains the text '全項目の合算額を計算に使用します' (Use the total amount of all items for calculation).

b. 所得証明書（課税証明書）から確認する方法

市町村民税の課税標準額「課税標準額」と記載のある欄の項目の合算値を確認します。

The image shows a '市町村民税・県民税課税証明書（及び所得証明）' (Municipal/County Resident Tax and Income Certificate). A red box highlights the '課税標準額' (Tax Standard Amount) section, which includes '総所得' (Total Income) and '山林・分離所得' (Forest and Separated Income). A yellow arrow points to this section. A callout box with a black border contains the text '総所得+山林・分離所得の合算値を計算に使用します' (Use the total amount of total income + forest income + separated income for calculation).

市町村民税		県民税		合計	
所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額
××××円	××××円	××××円	××××円	××××円	××××円
年税額		年税額		年税額	
××××円		××××円		××××円	

②市町村民税の調整控除の額の確認方法

住民税決定通知書及び所得証明書（課税証明書）には記載がないため、直接税務課へお問い合わせください。

なお、一般的なご家庭の調整控除の額は1,500円前後となる場合が多数です。

〔注意事項〕

所得基準の判定には、令和7年度に確定した課税情報を基に行います（6月頃に確定）。5月に申請予定の方は、昨年度の課税情報を参考に申請していただきますが、判定は最新の課税情報にて行いますので、ご了承ください。※令和7年1月1日時点で市内に保護者の住民登録がある場合は、追加書類等の提出は不要です。